

カンボジアにおける表現の自由に 関する規制立法

——刑法の名誉毀損と扇動を中心に——

木 村 光 豪

目 次

はじめに

第1章 暫定刑法

第2章 新刑法

第3章 表現の自由に対する措置の推移——暫定刑法と新刑法の比較

おわりに

はじめに

20年以上に及ぶ内戦がパリ和平協定（1991年10月23日）の調印によって終結し、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の統治下で実施された総選挙（1992年5月23日から28日）を成功裏に終え、新しい憲法の制定（1993年9月24日公布）によってカンボジア王国が発足して20年が経過した。この間、カンボジア政府は試行錯誤しながら、諸外国の法整備支援も受けて、様々な領域の法律を作成、施行してきた¹⁾。こうした内戦の終結から民主制への移行期に作成されたカンボジア法のなかで、憲法の人権規定に関してどのような法律が作成され、その内容や運用実態がどのようなものなのか？ その推移（継続面と変化面）を見定めるのが本稿の目的である。その際に注目したいのが、そうした法律の規定から明示的・黙示的に見て取れる政府の人権観である。それを、

1) 四本は、新憲法制定以降のカンボジア王国政府によって展開されてきた法整備の領域を、① 統治機構の整備に関する法、② 弾圧法としての性格をもつ法、③ 市場経済化の促進に関わる法、④ 社会問題に対応する法、という4つの領域に整理している [四本 2001] 第4節。

国際人権基準（特に西洋のリベラルな人権観）との相違を念頭に置いて検討していく。

考察の対象とするのは、1993年に新しく制定されたカンボジア王国憲法（以下、1993年憲法と略）に規定された表現の自由（第41条）である²⁾。その理由は3点ある。第1に、人権のなかに占める表現の自由の重要性である。表現の自由は各国の憲法や国際人権条約において、他のすべての権利保障の試金石とされる中核的な権利である³⁾。そのため、この権利を法律でどのように規定（特に規制の内容と範囲）するかは、各国の人権観の特徴が如実に表れると考えるからである。第2に、表現の自由は、しばしば国際人権基準と政府の見解が対立する権利である。そのため、国際人権条約と比較して、政府の人権観を考察しやすい。第3に、移行期の最初期と近年において、表現の自由に関する法律が存在する点である。UNTAC が活動を開始して間もない時期に起草された暫定的な刑法（1992年9月10日採択）、それに代わる新しい刑法（2009年11月制定、2010年10月施行）に表現の自由に関連する条文がある。この2つの法律を比較することで、移行期の推移を検討することができる⁴⁾。

フランスの植民地支配から独立してから内戦が終結するまで、異なる政治体制の下で作成されたカンボジアの憲法は、民主カンプチア（ポル・ポト政権）時代のものを除けば、表現の自由に関する条文を規定している。しかし、実際には、国家の存続や社会秩序の維持という理由で、表現の自由は厳しく制限されていた⁵⁾。パリ和平協定と1993年憲法により、事実上初めて国際人権概念が

2) 1993年憲法第41条第1項は、「クメール市民は、表現、報道及び出版の自由並びに集会の自由を有する。何人も、他人の権利、社会の秩序、法律、公共の秩序及び国家の安全を侵害する目的でこれらの権利を濫用してはならない」という規定である。1993年憲法については、[萩野・畑・畑中編 2007] に所収の日本語訳（四本訳）を参照。

3) [Nowak 2005] 438. 集会の自由は、政治的意見の形成、表現そして実施の過程における民主的機能に焦点を当てる権利である [Nowak 2005] 481.

4) 表現の自由に関するカンボジアの重要な法律にプレス法（1995年公布・施行）があるが、これについては先行研究 [四本 2002] があるので、本稿では取り上げない。

5) この点に関する概略については、[四本 2002] 第二・三章を参照。

カンボジアに導入された。その後作成された表現の自由に関する法律には、従来の伝統的な人権観と新しい国際人権基準の相克と共生が存在すると想定できる。双方のグラデーシヨンの度合いを、主として名誉毀損と扇動に関する刑法の規定を分析することで探究するのが、本稿の趣旨でもある。これは、カンボジア政府による「人権のヴァナキュラー化」（人権——特に国際人権——の思想・規範・実践をローカルにおいて適用する過程）の一側面を考察することにも通じる。

以下、本稿では、第1章で、UNTACの主導で起草された暫定的刑法について、その起草背景と目的、法律の内容と特徴についてのべる。第2章では、新刑法について、その背景と起草過程、法律の内容と特徴について触れる。その上で、第3章において、両方の法律の比較を行い、表現の自由に関する刑法の推移について検討する。最後に、移行期の20年間における、カンボジア政府の表現の自由に関する法律に見られる人権観についてのべる。

第1章 暫定刑法

1. 起草の背景

パリ和平協定によると、UNTACの人権に関する活動内容は、①人権の尊重および人権に対する理解を促進するために人権に関する教育計画の開発と実施、②暫定期間における全般的な人権の監視、③人権に関する苦情の調査及び適当な場合には是正措置の3点である⁶⁾。この措置を実施する任務を与えられたのが、UNTAC人権部であった。

UNTAC人権部がその任務を遂行する上で、当時のカンボジアの環境は、20年以上に及ぶ内戦とクメール・ルージュによる特に知識人の虐殺により、人権の保護・促進に対する法的、制度的、人的そして物的基盤が極めて不十分であった。例えば、カンボジアの多数の地域を実効支配していたカンボジア国政府は、行政部によって司法が統制され、軍や特に警察によって統治されていた。カンボジア国政府に対抗していた紛争3派は、それぞれが支配する地域で軍政

6) パリ和平協定については、[今川 2000] に所収の日本語訳を参照。

を敷いていた⁷⁾。その意味でカンボジアは、パリ和平協定を批准したカンボジアの当事者によって、その支配地域が事実上一党支配下に置かれていた⁸⁾。

こうした紛争4派による一党支配と人権保障の基盤欠如は、カンボジアの各地で人権侵害を引き起こした。UNTAC人権部はその任務期間中、1300件の人権侵害の申立てを受理した⁹⁾。その内訳を、① 政敵に対する暴力、② 政治的動機に基づくベトナム系住民に対する暴力、③ 一般市民を脅すことを意図した暴力、④ その他の任意のまたは恣意的な暴力事件（即決の処刑と拷問を含む）の4つに区分している¹⁰⁾。ここでは、本稿と特に関連する、最初の2つの人権侵害について簡潔に記しておく。

政治的動機に基づく政敵に対する暴力は、UNTACの到着以前からすでに起きていた。1991年1月には、政府の汚職を批判したフンシンベック党員が殺害され、元交通大臣で新党を結成しようとした人民党員も殺害された¹¹⁾。UNTACの活動開始から総選挙の期間には、人民党の軍隊とカンボジア国政府の警察によって、フンシンベック党員と仏教自由民主党員合わせて210人が殺傷された¹²⁾。他方で、民主キャンプチアによる人民党員およびベトナム系住民

7) カンボジア国はフン・セン首相の人民党が率いる。紛争3派とは、民主キャンプチア（クメール・ルージュ）、フンシンベック、クメール人民民族解放戦線（後の仏教自由民主党）である。

8) [Jones and Pokempner 1993] 50-55, [Brown and Zasloff 1998] 113-114. UNTAC人権部は、「法、特に司法はいまだに支配政党の道具と見なされている」ことが司法改革の困難な理由と要約している [UNTAC 1993] 14. UNTAC人権部担当官であった佐藤安信は、司法が機能しない理由として、① 法曹が極端に少なくその教育も不十分であること、② 共産主義モデルとして司法の独立がないことの2点に要約している [佐藤 1995] 72頁。なお、カンボジア国憲法によると、法律の解釈は国家常務委員会（国会議長、副議長、事務総長、委員会の委員で構成されている）に権限がある（第49条第3項）。この条文は、「司法からそのすべての制度的権限を奪う」規定である [Donovan 1993] 96-97. カンボジア国憲法については、[四本 1999] に所収の日本語訳を参照。

9) [UNTAC 1993] 25.

10) [UNTAC 1993] 26-27.

11) [Jones and Pokempner 1993] 56.

12) [UNTAC 1993] 29.

に対する暴力は、216件の殺人事件、342人の負傷者、181人の誘拐という結果であった¹³⁾。こうした暴力を扇動するプロパガンダも、テレビ、ラジオなどで頻繁に利用された。人民党は、カンボジア国だけが民主カンプチアに対する唯一の防波堤であり、フンシンベック党はジェノサイドを行ったクメール・ルージュの同盟者であると喧伝した。他方でフンシンベック党は、ベトナムの手先であるカンボジア国政府の勝利はベトナムに再びカンボジアが侵略されるという伝統的なベトナム人に対するカンボジア人の猜疑心に訴え掛けるものであった¹⁴⁾。

政治的動機に基づくベトナム系住民に対する暴力については、UNTAC 人権部の調査によると、1992年7月から1993年8月の期間に、116人が殺害、87人が負傷、11人が誘拐された。このほとんどが民主カンプチアによる幅広いキャンペーン（先にのべた、ベトナム人に対する人種的憎悪の扇動）の一部であり、鍵となる政治的戦略であった。さらに、このベトナム人に対する人種的憎悪と暴力に対する扇動は、他の政党によっても支持された¹⁵⁾。彼らは、この反ベトナムの人種的レトリックを利用することが、国民の支持を獲得できる常套手段であることを、過去のカンボジアにおける政治家の伝統的経験から熟知していた¹⁶⁾。

こうした内戦の後遺症を色濃く残した法制度の欠如という環境において、多発する人権侵害に対処する司法・刑事立法が至急に必要とされた。

2. 起草の過程と目的

カンボジア人民共和国とカンボジア国の時代に「制定された法律と設立された裁判所は、ソ連の社会主義的合法性の概念の痕跡を保持していた」¹⁷⁾ と言わ

13) [UNTAC 1993] 30.

14) [Brown and Zasloff 1998] 146-148, 151-152. なお、カンボジア国と紛争3派との間の政治的動機に基づく殺害、負傷、脅迫、嫌がらせ、誘拐などの詳細については、[Hughes 1996] 43-65を参照。

15) [UNTAC 1993] 31-33.

16) この点については、[Hughes 1996] 65-71を参照。

17) [Donovan 1993] 70.

れる。それは刑法に関しても同じであった。1980年に出された政令2号で、刑法を定めた。全部で12カ条しかない簡潔な政令2号は、3つの条文が反革命罪の規定であった。反革命罪の執行は、パリ和平協定の調印以降、停止されたと言われる。シハヌーク体制期間に施行された刑法を改正した刑法が、1992年の公布を予定していた。しかし、それは UNTAC が起草した暫定刑法が最高国民評議会 (SNC) によって採択されたことによって、棚上げにされた¹⁸⁾。

UNTAC 人権部の後押しで、その活動の初期段階である1992年4月20日、最高国民評議会は国際人権規約を批准した。続いて、9月10日には5つの国際人権文書 (女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、難民議定書・難民条約、拷問等禁止条約) に署名した。同日、最高国民評議会は、これらの国際的合意に基づいて暫定刑法を採択した¹⁹⁾。

暫定刑法は、フランス人とアメリカ人の UNTAC 顧問弁護士が、リベラル・デモクラシーを重視した法制度 (特に刑事司法制度) を構築するために起草し、クメール・ルージュの反対を押し切って最高国民評議会が採択した²⁰⁾。また、カンボジアの治安部隊と法制度の実践に国際人権基準を導入することを目的として、数多くの条文が規定された²¹⁾。さらに、暫定刑法の起草には、UNTAC 撤退後の平和のための仲介者をカンボジア自身によって築いておくという、将来への備えという側面もあった²²⁾。

こうした諸点について、暫定刑法は前文で、次のようにのべる。最高国民評議会は、「これらの文書 (国際人権規約) が1992年8月28日にカンボジアにお

18) [Donovan 1993] 98. なお、暫定刑法第28条「見解または信念にもとづく犯罪」は、「何人も、政治的見解、宗教的確信、あるいは人種または民族的グループの成員であることを理由に訴追されることはない。」(第1項)、「カンボジアにおいて効力のある刑法規定は、見解やイデオロギーにもとづく犯罪にもはや関係せず、したがって廃止される。」(第2項)と規定している。暫定刑法については、[中山2000] に所収の日本語訳を参照。

19) [Heininger 1994] 93-94.

20) [Donovan 1993] 79. 暫定刑法は、漠然としてではあるがフランスの刑法と民法をモデルとしているとも指摘されている [Jones and Pokempner 1993] 62.

21) [Hughes 1996] 37, [McNamara 1995] 63-64.

22) [佐藤 1995] 73頁。

いて効力を発したことを考慮し、組織、法および司法制度がパリ協定の要請に十分に合致せず、時には一定の分野で全面的または部分的に欠落し、どの場合にも国内のほとんどの地域を通じて公共の秩序と人権を保障するのに十分でないということを考慮し、UNTAC がこのような欠けている組織、法および司法制度の樹立を援助し、それらがすでに存在する場合には協定の要請にまで引上げるようその改善を援助する責任があることを認識し、カンボジアを通じて適用されるべき法の支配、および暫定期間におけるそれらの有効な適用を保障するために設置されるべき司法手続をカンボジアのすべての政党に明確に指示する緊急の必要があることを確信し、さらにこれらのルールおよび手続の適用が政治的に中立な状況を促進し、自由で公正な選挙を準備するために必要であることを確信し²³⁾て、暫定刑法を採択した。

UNTAC の最大の目標であった自由かつ公正な選挙の実施に向けて、国際人権基準を基礎として人権保障面での不備（特に司法の独立と司法刑事）を補うことが、暫定刑法の主要な目的であった。

3. 法律の内容と位置付け

暫定刑法は、次のような構成をとっている。第1部「司法制度」（第1条から第9条）、第2部「刑事手続」（第10条から第22条）、第3部「公判」（第23条から第30条）、第4部「重罪」（第31条から第39条）、第5部「軽罪」（第40条から第56条）、第6部「刑罰」（第66条から第72条）、第7部「適用の方法」（第73条から第75条）。ハイニンジャーは、暫定刑法が「その他のアジア諸国における比較可能な法律よりも多数の人権規定を含んで²⁴⁾いる」と指摘している。

表現の自由と関連する条文は、第59条から第63条の5カ条の規定である。第59条「重罪の実行の煽動」は、「公的なあるいは他の場所で行われた演説、叫

23) 漢数字については算用数字に改めた。以下も同じ。

24) [Heininger 1994] 99. UNTAC 人権部担当官であった佐藤安信は、暫定刑法が「日本の法律に匹敵するくらいいい法律だ」と語っている（『月刊マスコミ市民』293号 [1993年4月号] 11頁）。

喚，または脅迫によって，あるいは販売，または公的なあるいは他の場所で陳列される書物，印刷物，デッサン，彫刻，絵画，記章，フィルムまたはその書物，言論またはフィルムに対する支持によって，あるいは公衆に示されるサインやポスター，またはその他の視聴可能な通信手段によって，直接に1人またはそれ以上の人に重罪を煽動した者は，重罪の共犯として罰せられる。この規定は，煽動が重罪の未遂に止まった場合にも適用される」。第60条は，「第59条に掲げられる手段の1つによって，直接に本規程の定める重罪または軽罪の実行を煽動した者は，重罪が実際に行われなかった場合には，1年から5年までの拘禁刑に処せられる」。

この2つの煽動に関する条文は，先に見たように，紛争当事者による政治的動機に基づく暴力，脅迫および嫌がらせが頻発した大きな要因として，互いを攻撃するプロパガンダの利用と普及があった。こうした煽動的行為に対処する条文として，第59条と第60条が挿入されたと考えられる。

第61条「差別の煽動」は，3つの項目からなる。第1項は，「第59条にかかげる手段の1つによって，民族的または社会的な出身または民族的，人種的，または宗教的な理由により差別，敵意または暴力を煽動した者は，1月から1年までの拘禁刑，および100万リエルから1000万リエルの罰金，またはこの両者の1つに処せられる」²⁵⁾。第2項は，「裁判所が前項にかかげた行為の1つについて有罪を言渡すときは，有罪を言渡された者の費用で判決を特別な場所，または1つまたはそれ以上の新聞に掲示するよう命じることができる。ただし，その費用は100万リエルをこえない。SNCによって認められた規則にしたがって設立された組織は，担当の検察官に異議を提起し裁判所の介入を求めることによって，本条の行為について訴えられた当事者に対する民事訴訟を提起することができる」。第3項は，「すべての場合に，雇用者，印刷者，出版社，出版または配布組織は，被害者に支払われるべき損害の支払いについて共同で責任を負う」。

25) 「リール」(カンボジアの通貨)は，「リエル」と改めた。以下同じ。1993年12月時点における為替レートは，1米ドル=約2300リエルである。

第61条は、最高国民評議会によって暫定刑法が採択される直前にカンボジアで発効した自由権規約の第20条「戦争宣伝及び憎悪唱道の禁止」第2項を、カンボジア国内で実施する規定であると見なせる²⁶⁾。さらに、カンプチア人民共和国時代に批准していた人種差別撤廃条約の第4条「人種的優越性に基づく差別・扇動の禁止」(b)項の実施措置でもある²⁷⁾。先述したように、紛争3派(特に民主カンプチア)による反ベトナム系住民に対する人種的憎悪や暴力の扇動に基づく人権侵害の増大が、UNTACの念頭にあったことは間違いない²⁸⁾。

第62条「不正な情報」は、「虚偽の情報をいかなる手段であれ出版し、配布しまたは再生する決定をした出版またはその他の通信手段の責任者が、故意または悪意の意図でこれを捏造し、歪曲しまたは不誠実に第三者の責にしたときは、その出版や再生が公共の平和を脅かしたまたはそのおそれがある場合に、6月から3年までの拘禁、100万リエルから1000万リエルの罰金に処せられ、または併科される」と規定している。虚偽情報の「出版や再生が公共の平和を脅かしたまたはそのおそれがある場合」に処罰の対象としてのるのは、自由権規約第19条第3項(b)にある表現の自由を制限する4つの事由の中に「国家の安全、公の秩序」が列挙されている点と、逆の意味において整合性がある。この第62条も、先に触れた、民主カンプチアと人民党による互いの宣言攻撃のなかで、虚偽情報が流布したこと(特に、民主カンプチアによるベトナム軍の駐留やベトナムの再侵略の宣伝)が背景にあったと思われる²⁹⁾。

26) 自由権規約第20条第2項は、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」という規定である。

27) 人種差別撤廃条約第4条(b)項は、「人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること」という規定である。

28) UNTAC 人権部長であったマクナマラは、その活動期間を通じて、「カンボジアにおけるベトナム系住民に関する攻撃が……人権部の主要な関心事のひとつであり続けた」とのべている [McNamara 1995] 67頁。

29) UNTAC の責任者であった明石康は、民主カンプチアによって繰り返された反ベトナム的感情に基づく虚偽の情報に、「うんざりさせ」られ、「理不尽であることが、カンボジア国内にも、関係諸国にも、浸透していった」とのべている。

第63条「名誉毀損と侮辱」は、5項目からなる。第1項は、「個人の名誉または評価を侵害する事実を悪意で主張しまたは転嫁することは、名誉毀損になる。主張や転嫁の原文の出版または再生は、たとえ明白に名ざしたものでなくても、その同一性が中傷的な言説、発声、脅迫、書画、印刷、符号、ポスター、または視聴再生装置から明らかであれば、処罰される。公人に対する中傷は、著者、ジャーナリスト、出版社、編集者または企画者が虚偽であることを知りながら、悪意の意図をもって出版し、書面にし、また伝搬させた場合に、名誉毀損となる」。第2項は、「事実を開示しないで、軽蔑的な指摘または濫用的な言葉は、侮辱に当たる」。第3項は、「第59条にかかげられた手段の1つによってなされた名誉毀損または侮辱は、8日から1年までの拘禁刑、または100万から1000万リエルの罰金に処せられ、または併科される」。第4項と第5項は、第61条の第2項と第3項とそれぞれ、一部表現に違いが見られるだけで内容は同じである。

この第61条は、自由権規約第17条「私生活、名誉及び信用の保護」の特に「名誉……を不法に攻撃されない」（第1項）を保障する規定である³⁰⁾。人民党による野党への攻撃は、政治的動機に基づいた暴力だけでなく、言葉による脅迫や嫌がらせも含んでいた³¹⁾。第61条は、特に政敵に対する言葉による嫌がらせの浸透という現実への対処であろう。

暫定期間のカンボジアにおける人権侵害への対応と来るべき選挙における中立的な政治環境を維持するために、必要最小限の内容を国際人権基準に基づいて規定したものと位置づけるこ

↘ [明石 1995] 50—51, 54—55頁。

30) 自由権規約第17条（私生活、家族、通信等の保護）に関する一般的意見16は、「発生するどのような不法な攻撃に対しても、何人も自分自身を守ることができるよう、また、何人も、発生したどのような不法な攻撃に対しても、効果的な救済措置を受けられるよう、効果的な規定が作られるべきである」（パラグラフ11）と記している。自由権規約の一般的意見16については、日本弁護士連合会のウェブサイト参照。以下も同様。http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/liberty_general-comment.html#16.

31) [U.N 1993] para. 124, [United Nations 1995] p. 42.

とができる³²⁾。

第2章 新 刑 法

1. 起草の背景と経緯

暫定刑法はその前文の末尾で記しているように、「暫定期間においてカンボジアにおいて適用されるべき司法、刑法および刑事手続に関する……規程」であり、「選挙によって生まれる立法会議がそれらを修正しまたはこの領域で新しい立法をするまでの間、誠実に適用すること」が予定されていた。しかし、1993年5月に UNTAC の下で総選挙が実施されて以降、政府と立法機関は長らく新しい刑法を制定することはなかった。その代わりに、① 必要な個別の単独法を制定、② 1993年憲法第158条に則り、人民革命党政権と暫定期間に公布・施行された刑法に依拠していた³³⁾。

そうした背景のひとつとして、1993年憲法が制定されて以降、憲法に適合する法・司法制度改革に関する政策と課題に関して、カンボジア王国政府と支援国とのあいだで意見の不一致があったことが考えられる³⁴⁾。しかし、2000年に司法改革評議会が設置され、2002年にその後継として設置された法制度・司法改革評議会が、2003年に法・司法制度改革戦略を発表した。この戦略が掲げる7つの目的のひとつが、「法の支配の貫徹を目指す立法作業の近代化」である³⁵⁾。この目的を達成するための優先事項のひとつに新しい刑法の起草が含まれた³⁶⁾。

この間、カンボジア王国政府はフランス政府の支援を受けて新しい刑法の起

32) 暫定刑法第74条には、「本規程にあげられた国連の文書は、UNTAC によって宣明されると同時にカンボジアに適用される」(第1項)、「その他の関係する国際的文書も、本規程の解釈に役立てることができる」(第2項)と規定されている。

33) [四本 2004] 186—187頁、註7を参照。1993年憲法第158条は、「カンボジアの国有財産、権利、自由及び合法的私有財産を保護し、国益に一致する法律その他の法令は、憲法の精神に反しない限り、新しい規定により改定され、又は廃止されるまで効力を有する」となっている。

34) [Kong 2012] 17.

35) [四本 2009] 200頁。

36) http://www.cljr.gov.kh/eng/strategy/stra_two.php を参照。

草に着手する。司法省に設置された刑法起草委員会では、2000年9月にパリ控訴院顧問のフィリップ・カステルの指揮の下で最初の草案が完成した³⁷⁾。他方で、元司法省のアドバイザー（1993年から1994年）であったマオ・パスによって、カンボジアで最初に作成された1956年刑法に基づき540条からなる草案が作成された。両方の草案を調整して、新刑法の草案を作成することが予定されていた³⁸⁾。2003年6月、フィリップ・カステルが中心となって準備された最初の起草案が大臣会議に提出されたが、政府は承認しなかった。起草委員会は引き続き第2起草案の作成に取り組むが、それが2005年に完成する前に、政府は刑法草案の承認を保留する措置を取った³⁹⁾。

その後、暫定刑法の扇動罪（第59条と第60条）、虚偽情報罪（第62条）、特に名誉毀損罪と侮辱罪（第63条）が、政府批判者に対する脅迫・弾圧として過度に悪利用されてきたこと、罰則がカンボジア社会の変化に合致しなくなったことから、それらの条文を1993年憲法とカンボジアが批准した国際人権条約に適合するように改正することも指摘された⁴⁰⁾。

2008年7月の第4回総選挙で、人民党は123議席の3分の2を上回る90議席を獲得した。この総選挙による圧勝で、人民党は各省大臣職をすべて独占することになった⁴¹⁾。こうして、政府と議会を運営する上で足かせとなる野党の存

37) この818条からなる起草案の日本語訳については、[中山・佐藤 2002] と [中山・佐藤 2003] を参照。

38) O'connell, Stephen, Draft penal code a legal nightmare, *The Phnom Penh Post* (2 Feb 2001). このプノンペン・ポストの記事は、マオ・パスによる起草案は1969年刑法にもとづいて作成されたとのべているが、1956年刑法の間違いであると思われる。

39) [Article19 2006] 67. この背景としては、2003年7月の第3回総選挙の後、第1党であった人民党と2つの野党（プンシンベック党とサム・ランシー党）とのあいだの連立政府の樹立をめぐる抗争が長期化し、2004年7月に新政府が成立するまで1年ものあいだ政府不在の状況が続いたことが大きいと思われる。この点については、[天川 2004]、[天川 2005] を参照。

40) 例えば、カンボジア人権国連事務総長特別代表のヤシュ・ガイによる報告書 [U.N 2006] para. 46-60 を参照。

41) 1993年の総選挙では人民党が第2党という結果であったこともあり、「2人首ノ

在を気に掛けることなく、人民党は事実上の一党支配を目指す政策を遂行することが可能となった。そのため、カンボジア市民のあらゆる生活の側面を規制する立法課題に乗り出す。その中心に置かれたのが、選挙を重ねるたびに議席数を拡大し、独裁を強化してきた人民党の政策に反対したり、政府を批判したりする言論活動の規制であった。その標的とされたのが、野党議員、ジャーナリスト、弁護士、人権活動家、労働組合など市民社会の主要な構成員である⁴²⁾。この目的に関連して起草された法律または起草中の法律案には、労働組合法案、NGO法案、反汚職法（2010年3月採択、2011年11月施行）、平和的集合法（2009年制定、2010年4月施行）とともに、新刑法が含まれていた⁴³⁾。

2009年6月19日、ようやく政府は刑法の起草案（678ヶ条）の検討に着手する⁴⁴⁾。同日、刑法案（672ヶ条）が大臣会議で承認された⁴⁵⁾。同年10月1日に、国民議会に刑法の法案が提出された。わずか10日間だけの審議を経て、10月12日に政府案が修正されることなく国民議会で採択され、1ヵ月後の11月17日に上院で採択された⁴⁶⁾。新刑法は、2010年12月に発効した。

「相制」と「共同大臣師制」が採用された。1998年の第2回総選挙で人民党が第1党になったことから、連立政権は維持しつつも、「1人首相」へと移行したが、「共同大臣制」は残った。政府は、2006年に憲法を改正（第90条第8項）し、王国政府の信任に必要な賛成票を国民議会議員総数の3分の2から過半数へと引き下げた。すでに、2003年の第3回総選挙で過半数を超えていた人民党は、「共同大臣制」を一方向的に廃止した。これらの点を含む2008年総選挙以後の政治事情については、[天川 2009] 215—218頁を参照。なお、国民議会議長と9つの議会内常任委員会の委員長もすべて人民党が独占した [CCHR 2011] 5。

42) これらの点については、[CCHR 2010], [CCHR 2011] を参照。

43) [Cuq, Fitzgibbon, Tinga 2010] Chapter II. 起草中の NGO 法案については、[四本 2013] 第Ⅲ章を参照。

44) Prak Chan Thul, Penal Code To Be Discussed Friday, Gov't Says. The Cambodia Daily (June 19 2009).

45) Sam Rith, NGOs look to graft law as Penal Code Ok'd, The Phnom Penh Post (22 June 2009).

46) [Cuq, Fitzgibbon and Tinga 2010] 11-12.

2. 利害関係者の反応

(1) 市民社会の反応

大臣会議に提出された刑法の起草案（678カ条）に対して、ロンドンに拠点を置く国際人権擁護団体 Article 19は、国際人権基準に反すると思われる表現の自由に関する条文について評価し、勧告を出した（表を参照）

表 カンボジア刑法起草案に対するコメント

起草案の条文	勧告
「私的会話」 第301条「私的会話の聴聞又は録音」 第302条「肖像権の侵害」 第303条「未遂」 第304条「付加刑：種類及び期間」	<ul style="list-style-type: none"> • これらの条文に代わって、保護されるべきプライバシーの権利を明確にしたプライバシーに関する法律が採用されるべき。 • これらの規定は、刑法よりも民法に置かれるべき。
「名誉毀損と侮辱」 第305条「名誉毀損」 第306条「情報媒体による名誉毀損」 第307条「侮辱」 第308条「情報媒体を通じた侮辱」 第309条「名誉毀損及び侮辱に関する訴追手続」 第310条「付加刑：種類及び期間」 第311条「誣告」 第312条「科される刑罰及び告訴要件」 第313条「付加刑：種類と期間」 第445条—第447条「国王に対する侮辱」 第511条「（公務員に対する）侮辱」	<ul style="list-style-type: none"> • 名誉毀損と侮辱は刑法から削除され、民法で規定されるべき。最低限、名誉毀損に対する拘禁刑は削除されるべき。 • 名誉毀損と侮辱の定義は、合理的な根拠がなく行われた事実に対する虚偽の表現に限定されるべき。 • 公務員と国王に対する特別の保護は削除されるべき。公務員に対する批判にはより大きな寛容が求められるべき。 • 名誉毀損を訴追したい者は、当事者だけに訴追を認めるべき。 • ヘイト・スピーチに関する条文は、名誉毀損の条項とは別に規定されるべき。
「虚偽情報と暴動」 第428条「虚偽情報」 第429条「付加刑：種類及び期間」 第457条「虚偽情報の提供」 第458条「未遂」 第466条（暴動）「適用される罪」	<ul style="list-style-type: none"> • 虚偽情報の普及を禁止する第428条は削除されるべき。 • 第457条は「外国の利益に資する意図」の内容を明確にすべき。 • 第466条は暴動の扇動だけを対象とし、単に暴動に参加しようとしている者を集めることだけで犯罪にすべきではない。
「秘密」 第314条「業務上の秘密に対する侵害」 第315条「第314条の適用除外」	<ul style="list-style-type: none"> • 機密制度と情報公開からの危害の危険だけに基づく情報の保護と公益優先を規定する秘密法が、これらの条文と交換されるべき。

カンボジアにおける表現の自由に関する規制立法

<p>第 455 条「国防を損ねうる情報等の収集」 第 456 条「国防を損ねうる資材の破壊等」 第 457 条「虚偽報の提供」 第 458 条「未遂」 第 459 条「付加刑：種類及び期間」 第 486 条「国防機密の保護の原則」 第 487 条「国防機密の定義」 第 488 条「故意による，又は故意ではない，国防機密の暴露」 第 489 条「権限がない国防機密の保持」 第 490 条「国防機密の破壊又は複製」 第 491 条「未遂」 第 492 条「付加刑：種類及び期間」</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第314条は削除され，第488条は危害原則を導入して公益優先に従うべき。第488条の違反に対する刑罰を軽減すべき。 • 第455条は個人が明確な秘密情報を国の安全を損ねる特定の意図で外国の機関に提供する事例の範囲，事実としてそうした結果となる場合に制限されるべき。 • 第456条は明確な秘密情報の事例の範囲，個人が明確な秘密情報を国の安全を損ねる特定の意図で外国の機関に提供する事例の範囲，事実としてそうした結果となる場合に制限されるべき。 • 第489条と第490条は廃止されるべき。
<p>「司法の執行」 第 529 条「裁判官に対する侮辱」 第 533 条「裁判権に圧力を加えるための解釈の伝達」 第 534 条「裁判所の決定への信用の喪失」 第 535 条「裁判所に対する虚偽の告発」 第 536 条「未遂」 第 537 条「付加刑：種類と期間」</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第529条は意図された，司法の執行を損なうと思われる表現に制限されるべき。 • 第533条と第534条は表現の目的が司法を執行するために裁判所の能力を損なうことが明確な場合にのみに適用されるべき。 • 第535条の「虚偽」という言葉は国際的に語られる虚偽を意味することが明確にされ，この条文は捜査を誤った方向へ導く意図をもつ虚偽だけに適用されるべき。

出典：[Article 19 2009a] から筆者による作成。

これらの勧告から，「国王に対する侮辱」（第445条—第447条）と「裁判官に対する侮辱」（第529条）については，国民議会に提出された刑法案（そして新刑法）では削除された。

(2) 国連の反応

刑法の法案が国民議会で審議されている最中，10月6日付けで国連人権高等弁務官カンボジア事務所（以下，カンボジア事務所と略）は，新刑法が採択される過程を支援するために法案に対してコメント（Comments on certain provisions of the Penal Code in relation to international human rights standards）を公表した。そこでは，「刑法がカンボジアの法システムを強化する上での重要かつ肯定的な歩みを進めること」であることを認識しつつも，カンボジアが

負っている国際人権法上の責務から見て問題となり得る条文について検討している。

コメントの内容は、① 起訴前拘留の監視、② 未成年に適用可能な刑罰、③ 刑事施設収容と非一刑事施設収容のあいだのバランス、④ 累犯の影響、⑤ 拷問の禁止、⑥ 人身取引と性的搾取からの子どもの保護、⑦ 表現の自由と名誉の保護とのあいだのバランス、⑧ 法と秩序のために表現の自由を制限する規定、⑨ 裁判所の高潔性と独立性の保護を目的とする表現の自由の制限の9点からなる。ここでは、特に本稿と関連する最後の3点についてだけ紹介する。

「表現の自由と名誉の保護とのあいだのバランス」は、4つの問題点を指摘する。第1に、複数の良く似た条文により同時に犯罪とされることがないように、「名誉毀損」(第305条)と類似する「侮辱」(第307条)、「誣告(虚偽告訴)」(第311条)、「虚偽情報」(第425条)、「裁判所に圧力を加えるための解釈の伝達」(第522条)、「裁判所の決定への信用の喪失」(第523条)の一部を削除するか統合すること。第2に、「名誉毀損」から「機関」を削除して個人だけに適用する、名誉毀損は最も重大な事例(被害者が途方もない危害を被る、個人の安全にとって脅威となる場合)だけに留保されるべき、名誉毀損とされた事実が真実である場合には被告人が無実である可能性が認められること。さらに、被害者に過度な危害が及ぶ場合を除いては、名誉毀損は民事訴訟で処理されるべきであること。第3に、「侮辱」は曖昧で恣意的に適用される可能性があるため、表現の自由が十分に保護されるように修正され、個人の名誉、公の道徳や秩序を保護することと表現の自由を過度に制限することのあいだにバランスをとること。第4に、「名誉毀損および侮辱に関する訴訟手続」(第309条)は政治家を含むすべての公務員による名誉毀損と侮辱に対する当事者と当該機関の長による親告罪を認めているが、その場合、公務員が公人と私人のいずれの立場で発言した内容が犯罪の対象とされているのかを明確に区別する必要がある。もし私人の立場である場合には、当該機関の長による親告はなされるべきではない。第309条は、出自、民族、人種、国籍あるいは宗教を理由とした個

人や集団に対する名誉毀損と侮辱に対して、検察官が自動的に訴追することができることになっているが、この規定が制限されないようにその対象範囲を明確にすることが付け加えられる必要がある。

「法と秩序のために表現の自由を制限する規定」についても、4つの問題点を挙げている。第1に、「誣告（虚偽告訴）」は公的機関や公務員に対する内部告発者を保護するために修正されるべきであること、この条文は悪意のある告発の事例だけに適用を可能にすること。第2に、「虚偽情報」は正しく適用されることを確保するためにその内容を明確化すること、その「付加刑：種類および期間」（第426条）は過多であることから表現の自由を大きく浸食する可能性がある。第3に、「犯罪等の実行の扇動」は批判的な声を沈黙させるために適用されるべきではない、扇動罪は特定の犯罪と明確かつ直接的に結びつくあるいは公の秩序が現実的にそして事実上危険にさらされる場合にのみ適用されるべきである、条文の恣意的な解釈と誤用を避けるために扇動行為と扇動と申し立てられた犯罪とのあいだの必要かつ明確な区別が特定化される必要がある。第4に、「裁判所に圧力を加えるための解釈の伝達」と「裁判所の決定への信用の喪失」の条文の最後に、裁判所の進行過程に関するメディアの報道にプレス法を適用するという規定が挿入されるべきである。

「裁判所の高潔性と独立性の保護を目的とする表現の自由の制限」については、2つの問題点をのべている。第1に、「裁判所に圧力を加えるための解釈の伝達」は裁判所に対する過度な圧力が何であるのかをより明確に定義する必要がある、この条文によって被害を受けた当事者は常に事例において自分の意見を公表することが認められるべきであり、政治家や社会的に影響力のある者は裁判所に圧力を加えることが決して許されてはならない。第2に、「裁判所の決定への信用の喪失」の条文は、言論の自由と脆弱な司法システムへの建設的な批判に対する不当かつ役に立たない制限として刑法から完全に削除されるべきである。

こうしたカンボジア事務所による国際人権基準から検討された詳細な刑法案に対する「コメントは政府とすべての議会参加者に共有されたが、修正される

ことはなかった」⁴⁷⁾。

(3) 国会議員の反応

国民議会における刑法案の審議では、議会の内外で与野党議員から次のような意見が出された。審議の当初、サム・ランシー党の12人の議員は審議した472カ条のなかで43カ条の修正を要求し、名誉毀損の定義が曖昧であるため言論の自由にとって脅威となると主張した。その内の1人は名誉毀損罪と侮辱罪のために、多くの条文が市民の最も基礎的な権利である表現の自由を制限することができるとのべた。これに対して、人民党の議員が「われわれは与党であり、新刑法のすべての条文を検討してきた」と語ったことに見られるように、人民党はサム・ランシー党の要望を無視した。司法相は「新刑法はフランスの法律家の支援を受けで起草され、カンボジアの現状を考慮して、国際法の原則に基づいていたものである」と答弁した⁴⁸⁾。

審議の中盤において、名誉毀損、侮辱そして虚偽情報に関連する条文が採択されたさいには、次のような意見が見られた。サム・ランシー党の議員は、新刑法がカンボジアにおける表現の自由をさらに縮小することになる、カンボジア社会の上層部にいる者が自分たちの利益をさらに強化することになる、新刑法の下で力のない者は土地問題や汚職について語る場合にはいつでもより脆弱な立場に置かれると語った。さらに、人民党の議員は汚職に対する苦情申立てから身を守ることや反対勢力の活動を制限するために刑法を可決したと思うとのべた。他方で、国民議会で刑法を説明するために出席した政府の代表である司法省の高官は、市民が自由な言論と名誉毀損や侮辱を区別することに注意しなければならないと語った。そして、「われわれは新刑法において市民の権利を制限することを目的としている。なぜならば、われわれは市民が互いに尊重し合い、社会の安全、公の秩序そして社会のすべての構成員の尊厳を確保することを望むからである」とのべた。さらに、新刑法の下における名誉毀損に対

47) [U.N 2010] para. 8.

48) Vong Sokheng, Penal Law hits Assembly Floor despite free-speech concerns, The Phnom Penh Post (2 October 2009).

する刑罰は10万リエルから1000万リエルという罰金刑だけであり、これは西洋諸国ほど過酷な金額ではないと言った。そして「[名誉毀損の] 刑罰は1992年の UNTAC 暫定刑法と比較して軽減された。そのため、国民議会の一部の議員が提唱しているようなこれらの刑罰をまとめて削除するようなことは、妥当ではないように思える」と答弁した。ある人民党の議員は訴訟を避けたいのであれば、サム・ランシー党は他人を侮辱し名誉を毀損することを中止すべきであると語った⁴⁹⁾。

21 のカンボジア NGO が刑法案に対して懸念を示した勧告が国民議会に提出されたさいには、ある人民党の議員はそうした市民社会の要望を歓迎し、刑法案に「問題があれば、それを修正するつもりである」とのべた。しかし、NGO勧告を審議するようにというサム・ランシー党の要請は、人民党によって拒絶された⁵⁰⁾。

審議が終局を迎え、文書の偽造に関する条文が審議されて刑法案が採択されるときには、次のような意見が見られた。人権党の党首は新刑法が犯罪の軽減に成功することができる一方で、表現の自由を封じることになることに同意した。さらに、「この新しい法律は政府機関を批判しないよう人びとに要求している」と語った。プンシンベック党の議員は新刑法が公布された後、現場でどのように執行されるかに関して疑問を呈した。サム・ランシー党の議員は新刑法の名誉毀損と情報の改ざんに関する条文が言論の自由を危険にさらすであろうことに懸念を表明した。そして、「この法律はプレス自由に反対している。なぜならば、政府の高官に対する扇動罪によって投獄され得るからである」と語った。他方で、ある政府高官は新刑法が UNTAC 暫定刑法よりも効果的に法を執行する道を歩むであろうとのべた。司法相は司法当局が法の執行を確保するために努力することを約束し、「良き法は良き実施を求めると主張し

49) Vong Sokheng, Assembly passes law on speech restrictions, The Phnom Penh Post (7 October 2009).

50) Meas Sokchea, 21 NGOs express concern on code, The Phnom Penh Post (9 October 2009).

た⁵¹⁾。

上院における審議では、61人の議員のなかでサム・ランシー党の議員1人だけが、刑法案は表現の自由を過度に制限する多数の条文を含んでいるという国内外からの批判を繰り返して反対した。その議員は「上院議員の多数が野党と市民社会集団によってなされた懸念を無視したことを遺憾に思う」とのべた⁵²⁾。

議会における審議から、次のような点が看取できる。野党は新刑法が名誉毀損、侮辱、虚偽情報、扇動などの罪によって（特に政府を批判する）言論や表現の自由が大きく制限される危険性に焦点を合わせて批判した。他方で、人民党は新刑法が暫定刑法よりも優れている、公の秩序や社会の安全を維持しやすい（逆に言うと政府に批判的な言論を取り締まりやすい）という意味で「良き法」であると考え、その採択を急いだ。

以上のように、市民社会、国連、野党によるコメントから、刑法案に対して一定の成果を認めつつも、一部の条文の規定が表現の自由をさらに脅かす危険が高く、国際人権基準と抵触する点があることに懸念が表明された点が共通している。しかし、人民党は——法案前の起草案から一部の条文を削除する以外には——これらのコメントを無視した。そのため、672カ条もの膨大な法案を国民議会でわずか10日間の審議だけで無修正のまま通過させた。この点に関して、国連カンボジア人権状況特別報告者スベディは、人民党による議会運営の方法や野党を議会における競合者ではなく敵対者と見る姿勢に注意を喚起した⁵³⁾。

3. 法律の内容

カンボジアの新刑法は、672カ条からなる膨大な刑法典である。その構成は、第1編「総則」（第1部「刑事法」、第2部「刑事責任」、第3部「刑罰」）、第

51) Khouth Sophak Chakrya and Strangio, Sebastian, Assembly Oks final articles of crime law, The Phnom Penh Post (13 October 2009).

52) Vong Sokheng, Penal Code: Senate passes key legislation, The Phnom Penh Post (18 November 2009).

53) [U.N 2011] para. 43-47.

2編「個人に対する罪」（第1部「大量虐殺罪・人道に反する罪・戦争犯罪」、第2部「人の生命に対する侵害」、第3部「未成年者及び家族の侵害」）、第3編「財産に対する罪」（第1部「悪意により他人の財物を得て自己の所有物とすること」、第2部「財物に対する侵害」）、第4編「国家反逆罪」（第1部「国の主要機関に対する侵害」、第2部「司法分野に対する侵害」、第3部「行政官庁の働きに対する侵害」、第4部「公共の信頼への侵害」）、第5編「経過規程」、第6編「最終規程」となっている⁵⁴⁾。

ここでは、表現の自由と関連する条文（特に名誉毀損と侮辱、虚偽情報、犯罪と差別の扇動、公務員に対する侮辱と反抗、裁判所の決定に対する危害）を、フランス人の下で作成された最初の起草案（以下、フランス案と略）、大臣会議で検討され起草案（以下、検討案と略）、そして最終成果である新刑法と比較しながら、その内容を紹介する⁵⁵⁾。

(1) 名誉毀損と侮辱

第2編第2部第6章「人格の侵害」の第2節「名誉毀損および侮辱」は6カ条からなる（第305条から第310条）。第305条「名誉毀損」では、「人または機関の名誉若しくは声望を毀損する申立または中傷は、名誉毀損を構成する」と定義する。名誉毀損が、①「公共の場所また公の集会において行われた演説またはその他の手段」、②「公衆に流布され、または公衆の目に曝された、書または絵その他の手段」、③「公衆に向けられた視聴覚通信手段」のいずれかの手段によって名誉毀損が行われたときに、「10万リエルから1000万リエルまで

54) 新刑法については、英文 (http://www.sithi.org/admin/upload/law/Criminal_Code_Book_with_cover_Jan_2014.pdf)、法務省法務総合研究所国際協力部による日本語訳 (<http://www.moj.go.jp/content/000077871.pdf>) を参照。なお、新刑法の構成は、その起草に参考とされたフランス刑法の構成とほとんど同じである。フランス刑法（日本語）については、[法務大臣官房司法法制度調査部編 1995] を参照。

55) 原案の日本語訳は、註37を参照。本稿で引用する検討案の条文については、[Article 19 2009b] を参照。以下、本稿で引用する新刑法は、原案と条文が同じ場合は、中山・佐藤訳を基本的に使用する。原案にない新刑法の条文は、註54を参照する。両方とも、一部変更する場合がある。

の罰金刑に処せられる」。第305条は検討案（第305条）とまったく同じ規定である。しかし、原案（第306条）には「機関」は入っておらず、罰金の上限が「50万リエル」であり、しかも「6日から3月までの拘禁刑」が入っていた。新刑法では拘禁刑を削除する代わりに、罰金の上限を原案よりも20倍上げることで、カンボジアの刑事訴訟法による拘禁を可能としたと考えられる⁵⁶⁾。

第307条「侮辱」は、「中傷の効果を伴わない侮辱的な表現、軽蔑的な言葉、またはその他の言語による濫用は、侮辱罪を構成する」と規定している。侮辱を行う手段と処罰については、第305条の名誉毀損と同じである。検討案（第307条）とは同じであるが、原案（第308条）では罰金の上限が100万リエルであった。名誉毀損と同様に、新刑法は侮辱に関しても拘禁刑を科していないが、罰金刑を厳しくしている。

第309条「名誉毀損および侮辱に関する訴追手続」は、先ず「王国政府の構成員、公務員、若しくは公的任務または公的権限を履行するために任命された国民に対する名誉毀損または侮辱の場合は、当事者または当該機関の長が告訴を行わなければならない」と規定する。それに続いて、「民間の個人に対する名誉毀損または侮辱の場合は、名誉毀損または侮辱を受けた当事者が告訴を行わなければならない」とある。第309条から、新刑法は名誉毀損と侮辱に関しては親告罪を採用していることが分かる。しかし、告訴を行う人物が民間人の場合は被害者に対して、公務員の場合は被害者だけでなく「当該機関の長」もその対象に含めている。この条文そのものは、検討案（第309条）に含まれている（ただし、その他の内容については少し相違点があるが、本稿の内容とはさほど関係がないので、ここでは触れない）。しかし、原案には第309条と関連

56) カンボジア刑事訴訟法（2007年）によると、罰金の未払い者は、検察官による通知から10日以内に支払を済まさなければ拘禁されることになっている（第525条）。罰金の未払いによる拘禁の期間は、罰金の総額に応じて10日から2年までとなっている（第530条）。新刑法第306条の場合、罰金の上限が1000万リエルなので、未払いの場合は最大6ヵ月間となる。その意味で、新刑法は原案よりも拘禁刑を重くしたと見ることも可能であろう。カンボジア刑事訴訟法については、<http://www.oecd.org/site/adboecdanti-corruptioninitiative/46814242.pdf> を参照。なお、2009年12月時点における為替レートは、1米ドル＝約4200リエルである。

する規定はない。

(2) 虚偽情報

第3編第2部第1章「破壊、破損及び破傷」の第2節「破壊、破損及び破傷を告知する脅迫」は、4カ条（第423条から第426条）で構成される。第425条「虚偽情報」は犯罪の構成要件を「人に危険を与える、破壊、破損、又は破傷が生じると信じさせるために、虚偽の情報を供する、又は漏示する行為」と定める。検討案第428条では「危険を与える」という言葉はなかった。刑罰は「1年以上2年以下の拘禁刑」、200万リエルから400万リエルまでの罰金に処することになっている。これは、検討案第428条と同じである。

(3) 犯罪の実行の扇動

第4編第1部第3章「公共安全に対する侵害」の第3節「犯罪の実行の扇動」は、5カ条（第494条から第498条）からなる。原案にはこの節に関する規定はない。第494条「扇動の要件」では、犯罪とされる扇動行為として挙げられている3つの要件に関しては、第305条「名誉毀損」と第307条「侮辱」と同じである。第495条「犯罪等の実行の扇動」では、「第494条（扇動の要件）に規定される手段の中のいずれかの手段により、社会の安全に重大な混乱を引き起こす行為の実行を直接扇動する行為は、この扇動行為に効果がない場合」には、「6月以上2年以下の拘禁刑および100万リエルから400万リエルまでの罰金に処する」ことになっている。「社会の安全に重大な混乱を引き起こす行為」という規定は、検討案第504条では「重罪への関与を目的とした」扇動行為が犯罪の対象となっていた。

第496条「差別の扇動」は、「民族、国民、人種、特定の宗教の構成員である、または構成員でないとの理由により、ある人または団体に対して、差別、嫌悪、暴力を実行するようにさせる、本法の第494条（扇動の要件）に規定されるいずれかの手段による直接の暴力の扇動行為は、この扇動行為に効果がない場合」には、「1年から3年までの拘禁刑および200万リエルから600万リエルまでの罰金に処する」ことになっている。これは、検討案第505条と同じである。

(4) 公務員に対する侮辱および反抗

第4編第1部第4章「国の当局に対する侵害」は「公務員に対する侮辱および反抗」という章だけであり、6カ条（第502条から第507条）で構成されている。この章に対応する原案はない。第502条「侮辱」において、「侮辱は、個人の尊厳を侵害する言葉、動作、文書、絵または物をいう」と定義する。そして「職務権限または自己の職務遂行に伴う機会における、公務員に対する、または選挙を通じて公的権限が与えられた国民に対する侮辱」に対して、「1日から6日までの拘禁刑および1000リエルから10万リエルまでの罰金」が科される。新刑法第307条の侮辱罪に対する刑罰は罰金刑だけであったが（第502条よりも罰金額は多い）、第502条は拘禁刑を科して処分を重くしている。検討案第511条も、同じ規定である。

第503条「公務員に対する反抗」では、「公務員に対する反抗とは、法、国の機関の命令、または裁判所の決定を執行する活動を行う公務員に対して、暴力での抵抗を用い対抗する行為」と定義され、「公務員に対する対抗は、10万リエルから50万リエルまでの罰金」が科される。検討案第512条では同じ罰金刑に加えて拘禁刑（1月から3月まで）が科されていたが、新刑法では拘禁刑が削除された。

第505条「公務員に反抗する行為の扇動」では、「公務員に反抗する行為を実行するよう直接扇動することは、1日から1ヵ月までの拘禁刑および1000リエルから10万リエルまでの罰金に処する」と規定されている。これは検討案第514条と同じである。第503条と比較すると、単に公務員に反抗する行為よりも公務員の犯行に対する扇動行為の方に拘禁刑が入っており、処罰が重くなっている。

(5) 裁判所の決定に対する危害

第4編第2部第1章「司法分野に対する侵害」の第2節「裁判所の決定に対する危害」は、7カ条（第520条から第526条）からなる。第522条「裁判所に圧力を加えるための評論」は、「裁判所の判決までに、判決に影響を与える

カンボジアにおける表現の自由に関する規制立法

ために、事件に係属している裁判所に圧力をかけることを目的に、評論を公けにする行為は、1月から6月までの拘禁刑および10万リエルから100万リエルまでの罰金に処する」。第523条「裁判所の決定への信用の喪失」は、「公共の秩序を混乱させる、またはカンボジア王国の機関を危うくすることを目的に、裁判所の文書または決定を非難する行為は、1月から6月までの拘禁刑および10万リエルから100万リエルまでの罰金に処する」（第1項）。「裁判所の決定の執行前の行為は、上記第1項に規定される罪と同一に処する」（第2項）。第524条「裁判所に対する虚偽の告発」は、「犯罪を構成する虚偽の事実を、裁判所または行政当局に告発する行為は、それが無益な捜査をもたらしたとはき、1月から6月までの拘禁刑および10万リエルから100万リエルまでの罰金に処する」と規定されている。

この3つの条文はそれぞれ、検討案の第533条、第534条、第535条と同じ規定である。新刑法第523条の「公共の秩序を混乱させる、またはカンボジア王国の機関を危うくすることを目的に、裁判所の文書または決定を非難する行為」（第1項）は、原案では「裁判所の権威または独立に影響を与えるような状況の下で、裁判所の判決を非難する行為」（第609条）であった。また、第523条第2項の規定は原案にない。第522条と第524条は、原案の第608条と第610条と同じである。

4. 特 徴

新刑法の表現の自由に関する規定の内容面における特徴として、次のような点を指摘することができる。第1に、刑法の基本である明確性の原則に欠ける点が多いことである。それは、「人に危険を与える、破壊、破損、又は破傷が生じると信じさせる」虚偽情報（第425条）、「犯罪の実行の扇動」における「社会の安全に重大な混乱を引き起こす行為」（第495条）、「裁判所の決定に影響力を与える」（第522条）、「公共の秩序を混乱させる、またはカンボジア王国の機関を危うくする」（第523条）、「虚偽」（第524条）というような言葉や表現に見られた。こうした曖昧な表現は、政府に自由な裁量の余地を与える可能性

が高い⁵⁷⁾。

第2に、表現の自由に関連する条文を厳罰化する傾向が強い。それは特に、名誉毀損と侮辱に対する罰金刑の強化に見られる。名誉毀損は原案よりも上限を20倍に、侮辱に関しては原案よりも10倍に罰金刑を引き上げた。これは、この2つの罰金刑の上限が他の規定（犯罪の実行の扇動、公務員への侮辱および反抗、裁判所の決定に対する危害）のそれと比べて、一桁多い点にも確認できる。

第3に、扇動に対する犯罪の対象の拡大と罰則の強化という点である。「犯罪の実行の扇動」の条文は、そもそも原案にはなかった。検討案には「差別の扇動」に対する規定だけでなく、犯罪への扇動行為に対する規定も挿入された。しかも、その規定は、検討案第504条では「重罪への関与を目的とした」扇動行為であったが、新刑法第495条では「社会の安全に重大な混乱を引き起こす行為」へと対象が拡大された。さらに、原案にはなかった「公務員に反抗する行為の扇動」が、検討案（514条）と新刑法（第505条）には挿入された⁵⁸⁾。

第4に、公人または公的機関に対する表現行為の犯罪化を促進している点である。これは、第4編第1部第4章「国の当局に対する侵害」に、単独の章として「公務員に対する侮辱および反抗」が挿入された点に典型的に見られる。この章は原案にはなく、検討案に含まれた条文が一部訂正されて新刑法にも導入された。この章では、公務員に対する侮辱への刑罰には拘禁刑を科しており（第502条）、他方で、第307条の侮辱罪に対する刑罰は罰金刑だけであった。ま

57) 自由権規約第19条に対する一般的意見34（2011年）には、表現の自由を制限する法律は、「各個人がその内容に従って自らの行動を制御できるよう十分な明確性をもって策定されなければならない、また一般大衆がアクセスしやすいものでなければならない。法律は、制限の実施にあたる者に対して、表現の自由の制限のために自由裁量を与えるものであってはならない」（パラグラフ25）とある。一般的意見34については、日本弁護士連合会のウェブサイトを参照。以下も同様。http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/HRC_GC_34j.pdf

58) フランス刑法における扇動に関する規定は、「武装教唆」（第412—8条）と「非公然の差別そそのかし」（第R 625—8条）だけである。

た、「名誉毀損」(第305条)には、原案にはなく検討案に挿入された「機関」という言葉がそのまま継承されたが、「機関」にはもちろん公的機関が含まれる。さらに、親告罪を規定する「名誉毀損および侮辱に関する訴追手続」(第309条)では、民間人は被害者が告訴をしなければならないのに対して、公務員の場合は被害者だけでなく「当該機関の長」も告訴することができる規定となっていた。新刑法第523条に「公共の秩序を混乱させる、またはカンボジア王国の機関を危うくすること」という原案とは異なる表現に改められた点も、同様である。こうした公人に対する名誉毀損と侮辱に対する多数の罰則そして公人に対するより寛容な基準の設定は、表現の自由に関して主張される「公人の理論」と比べて、その規制の方向が逆ベクトルである⁵⁹⁾。

第5に、司法に関連する表現行為を抑制する点である。これは、「裁判所の決定に対する危害」の章の3つの条文に明確に見ることができる。これらの条文と類似する規定が、フランス刑法にもある(第434—16条 [裁判に対する威迫的論評]、第434—25条 [司法への信用失墜]、第434—26条 [虚偽の告発])⁶⁰⁾。しかし、司法の独立が確保されているフランスとは異なり、これらの規定によってカンボジアでは政府による司法の介入がさらに強化される危険性が十分にある。特に「裁判所の決定への信用の喪失」(第523条)にある「公共の秩序を混乱させる、またはカンボジア王国の機関を危うくする」という表現は、フランス刑法にはない。さらに、「カンボジア王国の機関を危うくすること」という言葉は、自由権規約第19条第3項にある表現の自由を制限する事由のひとつ

59) 「公人」理論については、[牧本 2009]、[岡根 2011] 第四章を参照。なお、自由権規約の一般的意見 34 には、「あらゆる公人は、国家元首及び政府の長など、最高の政治権力を行使する公人も含めて、批判や政治的反対を受けるのは合法とされる。したがって。委員会は……公務員の名誉の保護などの事項に関係する法律について懸念を表明し、法律は、誰が非難の対象となっているのかが特定できるということだけを根拠として厳しい処罰を最早科してはならないと考える。締約国は、軍隊や行政など、機関に対する批判を禁止してはならない」(パラグラフ 38) とある。

60) フランス刑法の起草過程で、「司法への信用失墜」については、政府が廃止を主張したにもかかわらず、議会で法案に加えられ、最終的には適用範囲を制限して挿入された [只木 1994] 90頁。

つである「国の安全」に含めるには無理があろう⁶¹⁾。

以上のことから、表現の自由に関する新刑法の条文は、総じて、個人の権利として憲法が保障する表現の自由を委縮させる効果を持つ可能性が高い規定となっている。その裏返しとして、「公共の秩序」や「社会の安全」を防衛・保護し、公人や公的機関に緩やかな基準を採用する傾向が顕著である。刑法学的な表現をすれば、表現の自由に関する新刑法の規定は個人的法益よりも国家的・社会的法益を重視する、言い換えると、個人的法益のなかに国家的・社会的法益を浸透させようとする意図が見られる。

1994年3月に施行された新しいフランス刑法は、旧刑法をヨーロッパ人権条約と調和させ、整合性を持たせようとの配慮もあって、その基本的立場は個人主義的であるとされる。そのため、フランス刑法は国家・社会的法益から個人的法益を重視する方向へと舵を切り、国家に仕えていた旧刑法に対して国民に仕える新しい刑法へと均衡をとろうとしたと言われる⁶²⁾。そのため、このフランス刑法の影響を受けて起草されたカンボジアの新刑法は、形式的には個人的法益を重視するような構成になっている⁶³⁾。しかし、表現の自由に関連する規定に限って見れば、国家的・社会的法益を色濃く残している。これは、フランス刑法のカンボジア的な受容とも言えよう。

第3章 表現の自由に対する措置の推移——暫定刑法と新刑法の比較

暫定刑法と新刑法の表現の自由に関する規定の内容と特徴について、それぞれのべてきた。最後に、両者を比較することで、カンボジア政府による表現の

61) 「国の安全」については、その言葉の漠然性から、限定的に捉える試みがなされている。例えば、国家の全体に対する政治的または軍事的脅威が深刻な場合 [Nowak 2005] 463-464, 国の存在自体または領土保全に対する脅威といった重大な事態 [阿部2006] 249頁, などが指摘されている。

62) 特にフランス刑法第4部「国民, 国家および公共の平和に対する重罪および軽罪」につて, これらの点が指摘されている [只木 1994] 91—93頁。

63) 新刑法で規定された犯罪の構成要素の順序は, 「個人に対する罪」(第2編), 「財産に対する罪」(第3編), 「国家反逆罪」(第4編)である。国家的・社会的法益よりも, 個人的法益に関する規定を先に置いている。

自由に対する措置の変化を指摘する。

扇動行為に対する規定は両方に見られた。また、双方ともに扇動の「手段」についてはほとんど同じである。ただし、暫定刑法では「重罪または軽罪の実行」の扇動者は、「重罪が実際に行われなかった場合には、1年から5年までの拘禁刑に処せられる」ことになっていた（第60条）。それに対して、新刑法は「社会の安全に重大な混乱を引き起こす行為の実行を直接扇動する行為は、この扇動行為に効果がない場合」には、「6月以上2年以下の拘禁刑および100万里エルから400万里エルまでの罰金に処する」と規定された（第495条）。第1に拘禁刑を低下する一方で罰金刑を強化した点、第2に扇動行為の対象を「重罪または軽罪の実行」から「社会の安全に重大な混乱を引き起こす行為の実行」へと変更した——「軽罪」は外されたが、「社会の安全に重大な混乱を引き起こす行為」という曖昧な表現に修正された——点が相違する。

差別の扇動に関しても両方に見られ、差別の理由に関しても同じである。差別扇動者に対する罰則について、暫定刑法は「1月から1年までの拘禁刑、および100万里エルから1000万里エルの罰金」であったが、新刑法は「1年から3年までの拘禁刑および200万里エルから600万里エルまでの罰金」に強化された。

名誉毀損と侮辱については、暫定刑法では1つの条文（第63条）にまとめて規定されていたが、新刑法では分けられた（第305条と第307条）。名誉毀損に関して、その定義で暫定刑法に挿入されていた「悪意」という言葉は新刑法では削除されたが、新刑法には「機関」という言葉が加わった。名誉毀損の手段に関しては、両方ともほぼ同じである。しかし、罰則について、暫定刑法は「8日から1年までの拘禁刑、または100万から1000万里エルの罰金」であったが、新刑法は「10万里エルから1000万里エルまでの罰金」と拘禁刑がなくなり、罰金の下限が低下した⁶⁴⁾。侮辱に関しては、その定義と手段については両方ともほとんど同じである。罰則についての双方の変化は、名誉毀損と同じで

64) ただし、カンボジア刑事訴訟法（2007年）により罰金の未払い者に対して拘禁刑を科すことが可能であり、1000万里エルの罰金が未払いの場合は最大6ヵ月間の拘禁となる（註56を参照）。

ある。

この暫定刑法第63条の名誉毀損に関する規定は、政府批判者に対する恫喝の道具として悪利用されてきたことから、国内外の関係者から名誉毀損に対する刑事罰を削除することが提唱されてきた。その結果、2006年3月にフン・セン首相は名誉毀損罪から拘禁刑を削除することを国際社会に約束し、同年5月に国民議会によって暫定刑法が改正され、その措置がとられた⁶⁵⁾。しかし、新刑法第305条では名誉毀損罪が存続され、拘禁刑はないものの罰金刑が科された。事実上、フン・セン首相は約束を反故したことになる。その意味で、暫定刑法から新刑法への変化は、前進ではなく後退であると判断できよう。

「不正な情報」(虚偽情報)に関しても両方に見られた。罰則に関して、暫定刑法第62条は「6月から3年までの拘禁、100万リエルから1000万リエルの罰金」であったが、新刑法第425条では「1年以上2年以下の拘禁刑」、「200万リエルから400万リエルまでの罰金」となり軽減された。しかし、犯罪の構成要件として暫定刑法は「故意または悪意の意図でこれを捏造し、歪曲しまたは不誠実に第三者の責にしたときは、その出版や再生が公共の平和を脅かしたはそのおそれがある場合」であるのに対して、新刑法では「人に危険を与える、破壊、破損、又は破傷が生じると信じさせるために、虚偽の情報を供する、又は漏示する行為」とされた。「故意または悪意の意図」が削除され上に、恣意的な解釈の余地がより広い要件に改められたために(特にメディア関係者による)表現の自由が制限される可能性が高くなった。

さらに新刑法には、「公務員に対する侮辱および反抗」(第502条から第507条)、「裁判所の決定に対する危害」(第520条から第526条)が挿入された。暫定刑法第63条には、「公人に対する中傷は、著者、ジャーナリスト、出版社、編集者または企画者が虚偽であることを知りながら、悪意の意図をもって出版し、書面にし、また伝搬させた場合に、名誉毀損となる」とある。暫定刑法の表現の自由に関する規定において、「公人」について言及したものはこの一文だけであるが、そこでは「虚偽であることを知りながら、悪意の意図をもつ

65) [CCHR 2010] 8, [CCHR 2012] 2.

て」という限定的な基準が明記してある。他方で、新刑法では、「機関」、「公務員」、「裁判所」などに対する表現の自由を抑制する、言い換えると、公人や公的機関に対する批判を委縮させるような規定や曖昧な言葉の使用が多く見られた。

以上のことから、1993年憲法を基礎として初めて起草されたカンボジアの新刑法は、UNTACの下で国際人権条約を参照して作成された暫定刑法と比較して、①特に罰金刑の拡大による厳罰化、②曖昧な表現（明確性の欠如）による解釈の自由裁量の拡大、③公人と公的機関に対する批判の抑制によって、表現の自由を制限する傾向を強化したと見なせる。そのため、新刑法施行後も名誉毀損罪と扇動罪の恣意的な適用と司法的解釈により、政府批判者に対する表現の自由の抑圧と弾圧が続いている⁶⁶⁾。

2015年3月、自由権規約に関するカンボジア政府報告書の第2回目の審査が行われた。第1回目（1999年7月）の審査から16年ぶりに行われたが、この間、新刑法が採択・施行されたこもともあり、第2回目の審査では新刑法がどのように判断されるのかが注目される。審査の後に採択された総括所見において、規約人権委員会は表現の自由を確保するため「名誉毀損を刑法上の犯罪から外すこと、そして刑法の該当する条文を規約第19条と一致するように熟考すること」⁶⁷⁾を政府に要請した。本稿で分析してきたように、この勧告は国際人権基準から見れば至極当然のことであろう。

おわりに

内戦の終結にともない、敵対してきたカンボジアの政治集団による闘争は「銃弾から投票へ」と移行した。しかし、20年以上の戦争により普及した「暴力の文化」は根強く、政治的動機に基づく暴力の行使による死傷者は減少しつつも、絶えることはない（特に、選挙前後の期間に再燃する傾向がある）。そ

66) この点については、国連カンボジア人権状況特別報告者スベディの報告書を参照 [U.N 2011] para. 18-24。

67) [U.N 2015] para. 21 (c).

の多くは、和平後も事実上カンボジアを支配してきた人民党により政府批判者に対してなされてきた。もちろん、こうした暴力行為は国連や国内外の人権NGOから常に非難され、国際機関や諸外国によるカンボジアに対する援助にも一定の影響を与えてきた。

それもあるが、カンボジア政府と人民党は特に野党との競合戦略として、ハード・パワー戦略（訴訟を含む法制度の厳格な利用によって野党議員を脅迫すること）とソフト・パワー戦略（野党議員を離党させ人民党に引き込むという一種の和解政策）を連携して利用してきた⁶⁸⁾。このハード・パワー戦略が野党議員だけでなくジャーナリスト、弁護士、人権活動家、労働組合にも利用されてきたことは、本稿でのべてきた通りである。その意味で、人民党は政府批判者への対応を「隠し立てのない暴力から隠された法的な脅威へ」⁶⁹⁾と巧みに移行させてきたと見なせる。

暴力の行使から合法的な取締りというハード・パワー戦略の一環として、2008年の総選挙で圧勝した人民党により新刑法が制定された。そのため、新刑法は暫定刑法よりも表現の自由を制限する規定が多く見られた。新刑法は1993年憲法の制定と複数の国際人権条約を批准した後にフランスの支援によって起草されたこともあり、表面的（形式的）にはリベラルな要素が見られた。しかし、その実体は社会秩序や国の安全を優先する治安立法の性格が色濃く刻み込まれている⁷⁰⁾。

国際人権条約にも影響を与えてきた西洋のリベラルな人権観は自由権を重視し、とりわけ表現の自由は優越的地位を与えている場合が多い。その理由として、個人が国家の介入なしに多様な意見を交換し政治参加できることが、健全な民主社会の発展にとって必要不可欠であるという説明がなされる場合が多い⁷¹⁾。

68) [COMFREL 2013] 25. もちろん、憲法（前文と第51条）で複数政党制に基づく自由民主主義体制を採用したことも大きく預かっている。

69) [Cuq, Fitzgibbon, Tinga, 2010] 24.

70) この点に関しては、1995年に制定されたプレス法についても同じである [四本 2002] 四章。

71) 例えば、[川岸 2006] 第I章、[佐藤 2011] 249頁を参照。

しかし、憲法に導入された複数政党制に基づく自由民主主義体制は、事実上カンボジアにとって初めての経験であり、政治指導者（特に人民党）には内戦中に構築した一党支配の方法が根づいている。そこでは、自由な意見交換や民主的な政治参加よりは、党への忠誠と敵対者への攻撃が優先される⁷²⁾。

そのため、カンボジア政府と人民党には、1993年憲法第41条で規定されている表現の自由に対する制限事由（他人の権利、社会の秩序、公共の秩序、国家の安全）の方を権利の保障よりも優先する傾向が根強い⁷³⁾。その点は新刑法でも顕著であった。この側面は、政府への批判的な言論活動に対する厳しい規制と厳罰化という新刑法の内容と表裏一体である。さらに、新刑法に露わであった公人に対する緩やかな刑罰基準と公人批判に対する処罰規定の拡大は、表現の自由に関するリベラルな見解からは大きくかけ離れている。

そこに見られる政府の人権観は、一種の恩恵的人権観と表現することができるような見解である。すなわち、政府が承認する個人や団体または政府が許可する行為にだけ、政府が権利を承認するという人権観である。市民社会の構成員による政府に批判的な言論活動が政府によって規制、弾圧されることが多い一方で、逆に人民党による政府批判者に対する人権侵害行為はほとんど問題にされることがない点がこれを象徴している⁷⁴⁾。カンボジア政府と人民党が抱く恩恵的人権観は、和平以後の20年間、一貫してその底流に力強く脈打っている。

恩恵的人権観を根底で支える一要素は、人民党が支持勢力を拡大するために基盤としてきた、カンボジアの伝統的な恩顧主義的・縁故主義的な社会構造で

72) 四本は、カンボジア政府と人民党の市民社会に対する警戒の背景には、政策目標を達成するため政治指導者による上からの国民の動員と敵対者の排除という歴史、それにとまなう人民党幹部の市民社会との接触の未経験が存在すると指摘している [四本 2013] 52—53頁。

73) 1993年憲法の第3章「クメール市民の権利及び義務」（第31条から第50条）にある条文のなかで、権利の一般的制限事由を規定しているのは第41条と第43条だけである。第43条「信仰の自由」では、「公共の秩序及び安全」という制限事由を挙げている。

74) これは、政府による NGO の選別政策（社会権の実現を図る「サービス提供者」は優遇し、他方で自由権を積極的に主張する人権団体などは規制する）にも見られる [四本 2013] 54—58頁。

ある。この社会構造においては、個人による自由な言論活動よりも恩顧的・縁故的な人間関係の維持が優先される。さらに、特に権力や地位の高い人物に対する自由な（もちろん批判的な）表現行為は自分の利益や関係性の維持のためだけでなく、道徳的レベルにおいても差し控えられる傾向が強い。そのため、西洋社会では優先的な地位を占める表現の自由が、カンボジア政府にとっては扱いづらい厄介な権利と見なされている感がある。政府に批判的な言論活動に過剰なほど反応するのは、こうした点も関係しているように思える。特に人民党を支える恩顧的・縁故的な人間関係のネットワークに亀裂が入ると認識される場合には、恩恵的人権観が一気に頭をもたげ、政府にとっての危険人物にハード・パワー戦略が行使される。人民党の支持ネットワーク内では、党への批判者に対する暴力を用いた人権侵害行為が党への忠誠の証として積極的に奨励されるという現象が見られるのである⁷⁵⁾。

その意味で、カンボジア政府による人権のヴァナキュラー化は、表現の自由に関する限り、恩恵的人権観を背景にリベラルな人権観を拒否し、反政府勢力への対抗と秩序の維持という自己利益を追求するタイプのヴァナキュラー化であると位置づけることができる⁷⁶⁾。

秩序は「規則と罰、つまり公式なコントロール」だけでなく「非公式なコントロール、すなわち信念の体系、社会的な圧力や義務、同調への報酬によって維持されてきた」⁷⁷⁾。このハワード・ゼアによる指摘を援用すると、カンボジアの新刑法に見られる——特に名誉毀損と扇動に関する——表現の自由を公式にコントロールする規定は、非公式なコントロールの信念体系である恩恵的人権観によって支えられていると考えることができるのではないだろうか。この点を確認するには、1993年憲法第41条に規定される集会の自由に関する法律を検討する必要がある。これについては、新刑法と同時期に制定された平和的集会

75) この点についての詳細は、[Hughes 1998] chapter 5・6 を参照。

76) 人権のヴァナキュラー化に関する論点については、[木村 2015] 第3章第2節を参照。

77) [ゼア 2003] 198頁。

法（2009年）を素材として、近日中に論究する予定である。

参 考 文 献

- 明石 康 [1995] 『忍耐と希望——カンボジアの五六〇日』朝日新聞社
- 阿部浩己 [2006] 「国際人権法における表現の自由」 芹田健太郎・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『講座国際人権法 2 国際人権規範の形成と展開』信山社
- 天川直子 [2003] 「政党政治の成熟に向けて」アジア経済研究所編『アジア動向年報 2003』日本貿易振興会アジア経済研究所研究支援部
- [2004] 「新政府の不在」アジア経済研究所編『アジア動向年報2004』日本貿易振興会アジア経済研究所研究支援部
- [2005] 「新政府の成立」アジア経済研究所編『アジア動向年報2005』日本貿易振興会アジア経済研究所研究支援部
- [2009] 「人民党の圧勝」アジア経済研究所編『アジア動向年報2009』日本貿易振興会アジア経済研究所研究支援部
- 今川幸雄 [2000] 『カンボジアと日本』連合出版
- 岡根好彦 [2011] 「わが国の名誉毀損法理に関する整理と分析——名誉毀損的表現の憲法上の価値に関する考察を中心として——」『法学政治学論究』第90号
- 川岸令和 [2006] 「表現の自由とその限界」 芹田健太郎・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『講座国際人権法 2 国際人権規範の形成と展開』信山社
- 木村光豪 [2015] 「人権の文化多元主義的アプローチの可能性——人権のヴァナキュラー理論を中心に——」『関大法学論集』第64巻第5号
- 佐藤幸治 [2011] 『日本国憲法論』成文堂
- 佐藤安信 [1995] 「平和と人権のための国際協力——カンボディア・UNTAC の現場から——」『国際協力研究』（通巻22号）
- ゼア・ハワード（西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳） [2003] 『修復的司法とは何か——応報から関係修復へ』新泉社
- 只木 誠 [1994] 「フランス新刑法の研究（6・完）刑法各則（3）——国民、国家および公共の平和に対する重罪および軽罪」『法律時報』第66巻第12号
- 中山研一 [2000] 「一九九二年以降のカンボジアの刑事立法資料（一）——暫定刑法その他の主要な特別刑法——」『北陸法学』第8巻第3号
- 中山研一・佐藤美樹 [2002] 「カンボジアの新刑法典草案（一）：二〇〇〇年フランス・プロジェクト」『高岡法学』第13巻第1・2号
- [2003] 「カンボジアの新刑法典草案（二）：二〇〇〇年フランス・プロジェクト」『高岡法学』第14巻第1・2号
- 萩野芳夫・畑 博行・畑中和夫編 [2007] 『アジア憲法集 [第2版]』明石書店

- 法務大臣官房司法法制度調査部編 [1995] 『フランス新刑法典』法曹会
牧本公明 [2009] 「米国名誉毀損訴訟における『公人』概念の展開——Gertz 判決以降の下級審判決の検討を中心に——」『青山社会科学紀要』第37巻第2号
四本健二 [1999] 『カンボジア憲法論』勁草書房
—— [2001] 「カンボジアの復興・開発と法制度」天川直子編『カンボジアの復興・開発』アジア経済研究所
—— [2002] 「カンボジアにおける表現の自由の保障と国連の関与——1995年のプレス法の分析を中心として——」アジア法文化研究班編『アジア法文化と国民国家——固有法と移入法の相克と共生——』（研究叢書第24冊）関西大学法学研究所
—— [2004] 「カンボジアにおける社会問題と法——トラフィッキング取締法制度の展開を中心に——」天川直子編『カンボジア新時代』アジア経済研究所
—— [2009] 「カンボジア」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会
—— [2013] 「カンボジアにおける市民社会と法——『団体及び非政府機関法』の起草を中心に——」孝忠延夫・安武真隆・西 平等編『多元的世界における「他者」(下) 関西大学マイノリティ研究センター最終報告書』関西大学マイノリティ研究センター
- Article 19 [2006] Freedom Expression and the Media in Cambodia, <http://www.article19.org/data/files/pdfs/publications/cambodia-baseline-study.pdf>
—— [2009a] Comment on the Draft Cambodian Penal Code, <http://www.article19.org/data/files/pdfs/analysis/cambodia-comment-on-the-draft-penal-code.pdf>
—— [2009b] Relevant provisions in the draft Penal Code that may affect the free speech, <http://www.article19.org/data/files/pdfs/laws/cambodia-draft-penal-code.pdf>
- Brown, MacAlister and Zasloff, Joseph J [1998] Cambodia Confounds: The Peacemakers 1979-1998, Cornell University Press.
- CCHR (Cambodian Center for Human Rights) [2010] Cambodia Gagged: Democracy at Risk? Report on Freedom of Expression in Cambodia, <http://www.cchrcambodia.org/admin/media/report/report/english/12010-09-14-%20CAMBODIA%20GAGGED%20DEMOCRACY%20AT%20RISK-%20EN.pdf>
—— [2011] Briefing Book for Donors and Others on the Law on Associations and Non-Governmental Organizations and the Shrinking Space for Civil Society in Cambodia, <http://www.cchrcambodia.org/admin/media/analysis/analysis/english/>

カンボジアにおける表現の自由に関する規制立法

CCHR%20 Briefing%20 Book%20 on%20 the%20 Law%20 on%20 Associations%20 and%20 Non-Governmental%20 Organizations_2.pdf

—— [2012] Briefing Note: an overview of Cambodian laws relating to freedom of expression and a summary of recent case examples to show how laws are used and abused to stifle dissent, http://www.cchrcambodia.org/admin/media/analysis/analysis/english/2012_10_30_CCHR%20Briefing%20Note%20_%20Cambodian%20laws%20relating%20to%20freedom%20of%20expression%20and%20recent%20case%20examples%20-%20ENG.pdf

COMFREL (The Committee for Free and Fair Elections in Cambodia) [2013] Democracy, and Elections, and Reform in Cambodia 2012 Annual Report, http://comfrel-english.cambodianvoterveice.org/components/com_mypublications/files/1310702012_report_Cambodian_Democracy_Election_Reform_Final_11_March_2013.pdf

Cuq, Emilie, Fitzgibbon, Will, Tinga, Jens [2010] Cambodia Freedom of Expression, Association and Assembly: A Shrinking Space (International Fact-Finding Mission Report), International Trade Union Confederation, http://www.fidh.org/IMG/pdf/OBS_CAMBODGE_final_ENG.pdf

Donovan, Dolores A [1993] The Cambodian Legal System: An Overview, Brown, Frederick Z (ed.), *Rebuilding Cambodia: Human Resources, Human Rights, and Law*, Foreign Policy Institute, Paul H. Nitze School of Advanced International Studies, John Hopkins University.

Heininger, Janet E [1994] *Peacekeeping in Transition: The United Nations in Cambodia*, The Twentieth Century Fund Press.

Hughes, Caroline [1996] *UNTAC in Cambodia: The Impact on Human Rights*, Institute of Southeast Asian Studies.

—— [1998] *Human Rights in Cambodia: International Intervention and the National Response*, <https://hydra.hull.ac.uk/resources/hull:3483>

Jones, Sidney and Pokempner, Dinah [1993] *Human Rights in Cambodia: Past, Present, and Future*, Brown, Frederick Z (ed.), *Rebuilding Cambodia: Human Resources, Human Rights, and Law*, Foreign Policy Institute, Paul H. Nitze School of Advanced International Studies, John Hopkins University.

Kong Phallack [2012] *Overview of the Cambodian Legal and Judicial System*, Hor Peng, Kong Phallack, Menzel (eds.) *Introduction to Cambodian Law*, Konrad Adenauer Stiftung, http://www.kas.de/wf/doc/kas_31083-1522-1-30.pdf

LICADHO (Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights)

- [2006] Freedom of Assembly in Cambodia: December 2005 to September 2006, <http://www.licadho-cambodia.org/reports/files/101LICADHO-AssemblyDec2005Sept2006.pdf>
- McNamara, Dennis [1995] UN Human Rights Activities in Cambodia: An Evaluation, Henkin, Alice H (ed.) Honoring Human Rights and Keeping the Peace: Lessons from El Salvador, Cambodia, and Haiti, The Aspen Institute.
- Nowak, Manfred [2005] U.N. Covenant on Civil and Political Rights: CCPR Commentary (2nd revised edition), N. P. Engel, Publisher.
- United Nations [1995] The United Nations and Cambodia 1991-1995, the United Nations Department of Public Information.
- U.N. Doc [1993] Fourth progress report of the Secretary-General on UNTAC, S/25719 (3 May 1993).
- [2006] Situation of human rights in Cambodia (Report of the Special Representative of the Secretary-General for human rights in Cambodia, Yash Ghai), E/CN. 4/2006/110 (24 January 2006).
- [2007] Situation of human rights in Cambodia (Report of the Special Representative of the Secretary-General for human rights in Cambodia (Yash Ghai), A/HRC/4/36 (30 January 2007).
- [2010] Role and achievements of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights in assisting the Government and people of Cambodia in the promotion and protection of human rights, A/HRC/15/47 (16 September 2010).
- [2011] Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Cambodia (Surya P. Subedi), A/HRC/18/46 (2 August 2011).
- [2015] Concluding observations on the second periodic report of Cambodia, CCPR/C/KHM/CO/2 (27 April 2015).
- UNTAC [1993] Human Rights Component Final Report, United Nations Transitional Authority in Cambodia, Phnom Penh.

謝辞 本稿の執筆にさいして、角田猛之教授（法学部）、市原靖久教授（法学部）、西平等教授（法学部）からご意見を頂いた。3人の先生方に感謝申し上げます。